

茨木市放課後児童健全育成事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項の規定による届出をした事業者（第2第1項において「事業者」という。）が運営する同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に対し、市が補助金を交付することにより小学校（特別支援学校の小学部を含む。第3において同じ。）に就学している児童の健全育成を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれも満たす事業とする。

- (1) 施設及び運営が適正であると市長が認める事業者が運営し、1日3時間（土曜日及び長期休暇期間にあっては8時間）以上、かつ、年間250日以上開所する放課後児童健全育成事業であること。ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日以上開所する必要がない場合には、特例として200日以上の開所でも補助の対象とすることがある。
- (2) 国又は本市以外の地方公共団体等が交付する他の補助金の対象となっていないこと。
- (3) 市長が必要と認める地域において事業を実施すること。

（補助の種別等）

第3 補助の種別、補助要件、補助対象経費及び算定基準は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、別表に定める算定基準により算出した額の合計額と、総事業費から補助対象事業に係る寄附金その他の収入を控除して得た額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助対象事業における一の支援の単位を構成する児童の数は、次に掲げる要件のいずれも満たす児童（以下「対象児童」という。）の数をもって算定する。この場合において、算定方法は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（平成26年5月30日付け雇児発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）に定めるところによる。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている児童であること。
 - (2) 授業の終了後から午後5時頃まで、保護者等が就労、疾病その他の理由により、家庭に不在である状態が月間15日以上あり、かつ、その状態が3月以上継続

する児童であること。

(3) 小学校に就学している児童であること。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し茨木市放課後児童健全育成事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(変更の申請)

第6 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて茨木市放課後児童健全育成事業補助金交付変更承認申請書(様式第4号)を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、収支予算に変更がないときは、収支予算書を省略することができる。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、茨木市放課後児童健全育成事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第7 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告内訳書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第8 市長は、第7の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を

確定し、茨木市放課後児童健全育成事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第9 第8の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市放課後児童健全育成事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（財産処分の制限等）

第12 補助金の交付を受けたものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

4 補助金の交付を受けたものは、前項の財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第13 補助金の交付を受けたものは、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助金の交付を受けたものが全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売

上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けたものは、茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第29号）第16条に規定する帳簿のほか、次に掲げる書類を常に整備しておかなければならない。

- (1) 当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿
- (2) 放課後児童支援員及び補助員の出勤簿
- (3) 利用申込書
- (4) 児童出席簿
- (5) 保護者が就労していること等を証する書類

- 2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不適當と認めたとき。

(市長の指示)

第17 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成23年1月20日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市放課後児童健全育成事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から実施し、令和2年3月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月23日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月19日から実施し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月8日から実施し、別表第7項の改正規定にあっては令和4年4月1日から、同表に第8項を加える改正規定にあっては令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月14日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の茨木市放課後児童健全育成事業補助要綱は、この要綱の実施する日以後にする申請に係る補助金について適用し、同日前にした申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の茨木市放課後児童健全育成事業補助要綱は、この要綱の実施する日以後にする申請に係る補助金について適用し、同日前にした申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3関係）

	補助の種別	補助要件	補助対象経費	算定基準
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童健全育成事業）	国の子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業のうち、「放課後児童健全育成事業」の実施について（令和5年4月12日付こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）（以下この表において	左記の事業実施に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。 (1) 人件費 (2) 研修費 (3) 消耗品費 (4) 燃料費 (児童送迎用車両に係るものに限る。) (5) 印刷製本	事業所ごとに補助対象経費の実支出額又は次の(1)から(3)までの合計額のいずれか少ない額とする。 (1) 基本額 国庫補助基準額に、当該事業所に入所する児童に係る次のアからキまでの児童の区分に応じた点数の合計を当該事業所に入所する児童の数で除した率を乗じて得た額。ただし、国庫補助基準額の算出に用いる「児童の数」には、対象児童のみを計上するものとする。 ア 当該児童が、茨木市学童保育室に入室する場合 0 イ アの場合を除き、市長が別に定める当該年度の翌年度から起算して3年度

		「局長通知」という。)別添1の放課後児童健全育成事業に定める要件を満たしていると認められる事業所	費 (6) 光熱水費 (7) 修繕料 (8) 通信運搬費 (9) 保険料 (10) 使用料及び賃借料 (11) 委託料 (児童送迎用車両の運行に係るものに限る。) (12) 備品購入費	の学童保育室入室児童数推計(以下この項において「入室児童数推計」という。)において、当該児童が在籍する市立小学校にある学童保育室のいずれかの年度の推計最小値が最大受入可能人数を超える場合 1.0 ウ ア及びイの場合を除き、入室児童数推計において、当該児童が在籍する市立小学校にある学童保育室のいずれかの年度の推計最大値が最大受入可能人数を超える場合 0.8 エ ア、イ及びウの場合を除き、入室児童数推計において、当該児童が在籍する市立小学校にある学童保育室のいずれかの年度の推計最小値が90人を超える場合 0.7 オ アからエまでの場合を除き、入室児童数推計において、当該児童が在籍する市立小学校にある学童保育室のいずれかの年度の推計最小値が45人を超える場合 0.4 カ アからオまでの場合を除き、入室児童数推計において、当該児童が在籍する市立小学校にある学童保育室のいずれかの年度の推計最小値も45人を超えない場合 0.2 キ 当該児童がアからカまでに該当しない場合 0.3 (2) 開所日数加算額 国庫補助基準額 (3) 長時間開所加算額 国庫補助基準額
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	国の子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成	茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關す	事業所ごとに補助対象経費の実支出額又は国庫補助基準額のいずれか少ない額とする。

	支援事業 (障害児受入推進事業)	事業のうち、局長通知別添 3 の放課後児童クラブ支援事業(障害児受入推進事業)に定める要件を満たしていると認められる事業所	る基準を定める条例第11条第 2 項に基づく放課後児童支援員及び補助員の配置に加えて、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員及び補助員を配置するために必要な経費	
3	放課後児童健全育成事業(障害児受入強化推進事業)	国の子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業のうち、局長通知別添 7 の障害児受入強化推進事業に定める要件を満たしていると認められる事業所	左記の事業実施に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。 (1) 障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員及び補助員並びに医療的ケア児を受け入れるために必要な看護職員等	事業所ごとに補助対象経費の実支出額又は国庫補助基準額のいずれか少ない額とする。

			を配置するために必要な経費 (2) 燃料費 (医療的ケア児の受入れを行う場合に、看護職員等による送迎支援を行うための車両に係るものに限る。)	
4	放課後児童健全育成事業（小規模放課後児童クラブ支援事業）	国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の放課後児童健全育成事業のうち、局長通知別添8の小規模放課後児童クラブ支援事業に定める要件を満たしていると認められる事業所	児童の数が19人以下の放課後児童クラブにおける2人目以降の放課後児童支援員及び補助員を配置するために必要な経費	事業所ごとに補助対象経費の実支出額又は国庫補助基準額のいずれか少ない額とする。
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改	国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の放課後児童健全育成事業のうち、局長通知別添13の放課後児童支援員等処遇改善事	放課後児童健全育成事業を行う事業所に勤務する職員に係る人件費	事業所ごとに国庫補助基準額とする。

	善))	業 (月額9,000 円相当賃金改 善) に定める要 件を満たしてい ると認められる 事業所		
6	子ども・子 育て支援法 に基づく地 域子ども・ 子育て支援 事業 (地域 子ども・子 育て支援事 業における I C T化推 進事業 (1) 業務の I C T化を 行うための システムの 導入・(2) 研修のオン ライン化)	国の子ども・子 育て支援交付金 交付要綱の子ど も・子育て支援 法に基づく地域 子ども・子育て 支援事業のう ち、地域子ど も・子育て支援 事業における I C T化推進事業 に定める要件を 満たしていると 認められる事業 所	左記の事業実 施に必要な経 費のうち、次 に掲げるもの とする。 (1) 消耗品費 (2) 修繕料 (3) 備品購入 費	事業所ごとに補助対象経費の実支出額又は 国庫補助基準額のいずれか少ない額とす る。

様式第 1 号（第 4 関係）

年 月 日

（申請先） 茨木市長

所 在 地
事業者名
代表者名

茨木市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書

茨木市放課後児童健全育成事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第2号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

様

茨木市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市放課後児童健全育成事業補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第5関係）

茨木市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

様

茨木市放課後児童健全育成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市放課後児童健全育成事業補助金は、
次の理由により不交付と決定したので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

様式第4号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
事業者名
代表者名

茨木市放課後児童健全育成事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市放課後児童健全育成事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第5号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名 様

茨木市放課後児童健全育成事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市放課後児童健全育成事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- 1 交付決定額 円
変更増減額 円
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨木市長

様式第6号（第7関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所 在 地
事業者名
代表者名

茨木市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が
完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
 - (1) 事業実績報告内訳書
 - (2) 収支決算書

様式第7号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名

様

茨木市放課後児童健全育成事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書
を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

年 月 日

茨木市長

様式第8号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
事業者名
代表者名

㊟

茨木市放課後児童健全育成事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額